

議案第63号

大口町税条例等の一部改正について

大口町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年11月26日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

## 大口町税条例等の一部を改正する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第10条から第19条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第10条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）に係る町の徴収金について、徴収の猶予をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の町長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたとき

は、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実により町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、税目、納期限及び金額
  - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- （職権による換価の猶予の手続等）

第12条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」とい

う。)に係る町の徴収金について、職権による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第10条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第13条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に係る町の徴収金について、申請による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第10条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第11条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各

納入期限ごとの納付金額又は納入金額

- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第11条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 第11条第1項第6号に掲げる事項
  - (2) 第11条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第14条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第15条から第19条まで 削除

第20条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第25条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大口町税条例等の一部を改正する条例（平成27年大口町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち大口町税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第35条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加え、同条例第59条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」

を加え、同条例第80条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「」又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第125条の3第2項第1号の改正規定中「」又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第3号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

- 第2条 第1条の規定による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）第10条、第11条及び第14条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 2 新条例第12条及び第14条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条及び第14条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用する。

第1条関係 大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(大口町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 大口町行政手続条例(平成9年大口町条例第3号)第3条又は第4条に定めるもののほか、町税に関する処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p> <p>第10条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)に係る町の徴収金について、徴収の猶予をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の町長が指定する月。以下この節において同じ。)ごとに分割して納付し、又は納入させるものとする。</p> <p>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認める</p>	<p>(大口町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 大口町行政手続条例(平成9年大口町条例第3号)第3条又は第4条に定めるもののほか、町税に関する処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条から第19条まで 削除</p>

新	旧
<p><u>ときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p>第11条 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実により町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、税目、納期限及び金額</u></p> <p>(3) <u>前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各</u></p>	

新	旧
<p><u>納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</u></p> <p><u>(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p> <p><u>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p><u>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p><u>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p><u>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p><u>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p>	

新	旧
<p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、税目、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p>	
<p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p>	
<p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(職権による換価の猶予の手続等)</u></p>	
<p><u>第12条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）に係る町の徴収金について、職権による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p>	
<p>2 <u>第10条第2項から第4までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p>	
<p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第2項第2号から第4号までに掲げ</u></p>	

新	旧
<p><u>る書類</u></p> <p><u>(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類</u></p> <p><u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u></p> <p><u>第13条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</u></p> <p><u>2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に係る町の徴収金について、申請による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p><u>3 第10条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p><u>5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第11条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p><u>6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p>	

新	旧
<p>(1) <u>第 1 1 条第 1 項第 6 号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第 1 1 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第 4 項第 3 号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第 1 5 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する期間は、2 0 日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p>第 1 4 条 <u>法第 1 6 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 1 0 0 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>第 1 5 条から第 1 9 条まで <u>削除</u></p>	
<p>(公示送達)</p> <p>第 2 0 条 <u>法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、大口町役場掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第 2 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第 4 7 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 3 0 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第 2 0 条 <u>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、大口町役場掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第 2 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号。以下「令」という。）第 4 7 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 3 0 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</u></p>

第2条関係 大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第35条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、<u>法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)</u>」を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下<u>固定資産税について同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第80条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における</p>	<p>第1条 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)) (法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第35条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第80条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における</p>

新	旧
<p>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。<u>以下この号及び次条において同じ。</u>）又は法人番号（<u>同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。</u>）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第125条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。</u>）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第1条中大口町税条例第35条の2第8項、第49条第2項、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第65条第2項第1号、第67条の2第1項第1号、第67条の3第1項第1号、第80条第2項第2号、第81条第2項第1号並びに第125条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに附則第2</p>	<p>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第125条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第1条中大口町税条例第2条第3号及び<u>第4号</u>、第35条の2第8項、第49条第2項、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第65条第2項第1号、第67条の2第1項第1号、第67条の3第1項第1号、第80条第2項第2号、第81条第2項第1号並びに第125条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1</p>

新	旧
<p>条第 3 項及び第 7 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日 （後略）</p>	<p>号の改正規定並びに附則第 2 条第 3 項及び第 7 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日 （後略）</p>

## 改正要旨

### 1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、各地域の実情等に応じて条例で定めることができる仕組みとされたことにより、規定の整備を図る必要があるため改正するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 徴収猶予及び換価の猶予における担保の徴取基準の見直し

改正前	改正後
猶予に係る金額が50万円以下である場合は担保不要 (地方税法第16条第1項の規定)	次のいずれかの場合は担保不要 ・ 猶予を受けようとする金額が100万円以下 ・ 猶予期間が3ヶ月以内

(第14条関係)

※徴収猶予：災害や疾病等に起因して納税が困難になった場合に、分納を承認する制度

※換価の猶予：差押財産の換価処分（公売等）を猶予し、分納を承認する制度

※猶予期間：原則1年以内（地方税法第15条第1項）

#### (2) 徴収猶予及び換価の猶予に係る猶予金額の納付方法

猶予する金額を、猶予期間内において、滞納者の財産の状況やその他の事情からみて合理的かつ妥当な金額に分割して、原則各月ごとに納付させることができます。

(第10条第1項、第12条第1項及び第13条第2項関係)

(3) 申請による換価の猶予に係る申請期限

滞納者が一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときの申請による換価の猶予に係る申請期限は、納期限から6ヶ月以内とします。

(第13条第1項関係)

(4) 徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期間

申請書には、徴収金を一時に納付することができない事情や納付することにより事業の継続や生活の維持が困難となる事情の詳細、徴収金の年度、税目、納期限、金額等を記載することとします。ただし、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3ヶ月を超える場合は、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在等も記載が必要となります。

また、事実を証明するための書類、その財産や負債の状況を明らかにする書類、担保の提供に関し必要となる書類等の添付も必要となります。

なお、申請書及び添付書類の訂正期間は20日とします。

(第11条及び第13条関係)

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。